

平成30年9月26日

条件付一般競争入札説明書（公告）

機械設備修繕工事

公益財団法人 大阪国際平和センター

機械設備修繕工事

平成30年度における公益財団法人大阪国際平和センターの機械設備修繕工事契約について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、公益財団法人大阪国際平和センター契約事務取扱要綱第4条第1項の規定により公告する。

条件付一般競争入札の日程

入札の公告	平成30年9月26日(水)
入札参加申請書及び 入札説明書等の交付	平成30年9月26日(水)～10月10日(水) (10/1、10/8の休館日を除く) 午前10時から午後4時まで
入札参加申請書受付	平成30年9月26日(水)～10月10日(水) (10/1、10/8の休館日を除く) 午前10時から午後4時まで
入札参加資格決定 審査結果の通知	平成30年10月11日(木)
現地確認会	平成30年10月15日(月) (参加希望が多数の場合は、翌日も開催)
質問受付	平成30年10月11日(木)～10月18日(木) 午前10時から午後4時まで(FAXのみ)
質問回答	平成30年10月23日(火)
入札日時	平成30年10月26日(金) 午後2時～

1 競争入札に付する発注内容

(1) 業務名称

大阪国際平和センター（ピースおおさか）機械設備修繕工事

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行場所

大阪市中央区大阪城2番1号

公益財団法人大阪国際平和センター

(4) 工事種別

機械設備修繕工事

(5) 工期

契約締結日から平成31年2月28日まで

(6) 工事概要

別添「大阪国際平和センター（ピースおおさか）機械設備修繕工事仕様書のとおり

(7) かし担保期間

1年

2 入札参加資格

入札参加者は下記項目をすべて満たしていること。

(1) 登録業種

「管工事」

(2) 営業所等の所在地

建設業法上の主たる営業所の所在地が大阪府内に有する者であること。

(3) 配置技術者

「機械設備修繕工事」について、主任技術者（一級管工事施工管理技士）を配置できること。ただし、当該技術者の専任での配置を要しない。

(4) 施工実績等

ア 過去2年間に元請けとして完成・引渡が完了した同種・同規模の工事（国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人および公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年2月15日政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人が発注する工事に限る。）を2回以上にわたって誠実に施工した実績を有する者であること。

イ 前アの同種の工事とは、展示場、博物館、資料館、美術館等の不特定多数が訪問する施設における施工実績をいう。

(5) 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア 「条件付一般競争入札説明書」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。

イ 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立

てをなされなかった者とみなす。

- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- オ 府の区域内に事業所を有する者にあつては府税に係る徴収金を、大阪市の区域内に事業所を有する者にあつては府税及び市税に係る徴収金を、それぞれ最近1事業年度分完納していること。
- カ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- キ 公告の日までに、建設業法（昭和24年法律第100号）上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち、公告に定める業種について、同法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を公告の日までに受けた者であること。
なお、一般建設業の許可又は特定建設業の許可の別は公告によるものとする。
- ク 「機械設備修繕工事」について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の審査基準日は開札の日から1年7ヶ月前の日以後であること。
ただし、参加資格確認申請書の提出時点において当該要件を満たさない者については、当該要件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを、落札候補者になった場合に限り、事後審査資料として提出すること。
- ケ 参加資格確認申請書の提出の日までに、公告に定める登録業種について発注年度に該当する大阪府建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。
- コ 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
(ア) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者
(イ) 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であつて、大阪府の区域以外の区域又は公告に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）
(ウ) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
(エ) 大阪府との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者（公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

3 入札参加申請書の受付

入札への参加希望者は、次の書類を提出すること。

- ・条件付一般競争入札参加申請書（すべての添付書類を含む）
- ・契約（取引）実績調書（過去の履行実績を確認できる書類（写し）を添付）
- ・法人登記簿謄本（発行日から3カ月以内のもの）
- ・最近1事業年度の法人事業税、法人府民税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

- ・大阪府の2の資格要件（1）を証明する写し（受付票）
- ・2の資格要件（3）の資格免状の写し及び雇用が確認できるもの

4 受付期間及び提出場所

期 間：平成30年9月26日（水）～10月10日（水）

（10/1、10/8の休館日を除く）

時 間：午前10時～午後4時まで（ただし、正午～午後1時を除く）

提出先：〒540-0002 大阪市中央区大阪城2-1

公益財団法人大阪国際平和センター 事務局

電話番号：06-6947-7208

なお、提出書類は事前に電話で予約の上、持参するものとし、郵送又は電子メールによる申請は認めない。また、受付の期限までに提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札参加資格の決定

（1）入札参加資格の無い者のみ、平成30年10月11日（木）に電話により連絡する。

なお、入札参加資格が有ると認められる者には連絡しない。

（2）（1）で入札参加資格がないと通知された者は、平成30年10月12日（金）午後4時までに、書面により理由の説明を求めることができる。

6 質問の受付及び回答

本件工事に関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

（1）質問受付

①受付期間

平成30年10月11日（木）～10月18日（木）

午前10時から午後4時まで

②提出方法

FAX（FAX番号 06-6943-6080）

※送信後、電話にて着信の有無をかならず確認すること。

③記載内容

- ・質問票に質問項目及び質問内容を記載してください。
なお、質問には入札参加者名が特定できる内容を記入しないこと。
- ・本件工事見積書と直接関係のない質問及び指定した日時を過ぎて提出された質問については、いずれも回答しない。

（2）質問回答

平成30年10月23日（火）に公益財団法人大阪国際平和センター（以下「財団」という。）のホームページ（<http://www.peace-osaka.or.jp>）に掲示し、個別には回答しない。

7 現地確認会 平成30年10月15日（月）に開催

本工事の入札参加資格者のうち、入札参加資格申請時に現地確認会へ申込みがあった者に対し、財団が時間を指定して現地確認会を開催する。

なお、参加希望が多数の場合は翌日も開催する。

8 入札保証金

免除とする。

9 入札の執行日時等

(1) 入札日時：平成30年10月26日（金）午後2時から

(2) 入札場所：大阪市中央区大阪城2番1号

大阪国際平和センター（ピースおおさか）3階 会議室

10 入札条件

(1) 入札参加者は、条件付一般競争入札心得を厳守の上、所定の入札書（財団指定様式）により入札すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100（税抜金額）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ、容易に開かないように糊付け、商号又は名称及び入札件名を明記するとともに、「入札書在中」と朱書きする。

(4) 入札回数：入札回数は1回とする。ただし、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札（2回）を行う。

11 落札者の決定等

(1) 開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者は、落札後、遅滞なく、財団の指定する様式により入札金額の内訳明細書を財団事務局まで提出すること。

12 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者が行った入札

(2) 同一事項に対し入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき

(3) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき、又は押印のない入札

(4) 入札者が協定して行った入札

(5) 入札に際して不正の行為があった入札

- (6) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札

13 支払条件
完了払

14 契約手続き等

(1) 契約書

契約書を作成する。落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内に財団に提出しなければならない。但し、財団の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。落札者が期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、財団は契約を締結しないことがある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金を納めなければならない。契約保証金は契約金額の100分の5以上とする。

ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

- ア 保険会社との間に当財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの間において、次のうちアに該当した者とは契約せず、イ又はウに該当した者とは契約を締結しないことがある。
- ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合
 - イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合
 - ウ 府又は大阪市を当事者の一方とする契約で、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた場合
- (4) (3) アからウまでにより、契約を締結しなくても、財団は一切の責めを負わないものとする。
- (5) 落札者が契約を締結しないとき、又は(3)アからウまでにより財団が契約を締結しないときは、契約予定金額の100分の2に相当する額を財団に支払わなければならない。